

淀川水系流域委員会 第 18 回猪名川部会 (2003.7.1 開催) 結果概要

03.8.21 庶務作成

開催日時：2003 年 7 月 1 日 (火) 17:00~20:20

場 所：天満研修センター 205 ホール

参加者数：委員 10 名、他部会委員 1 名、河川管理者 12 名、一般傍聴者 79 名

1 決定事項：特になし

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料 1「委員会および各部会（提言とりまとめ以降）」をもとに、提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況が説明された。

河川管理者からの説明と委員との質疑応答

資料 2-2「河川管理者への確認事項」について、部会意見とりまとめのリーダーである田中委員から説明された後、猪名川部会として河川管理者に確認が必要と思われる事項について、質疑応答と意見交換が行われた。主な議論、意見は「3 主な意見」の通り。

委員から河川管理者への依頼事項

- ・余野川ダムと一庫ダムそれぞれの流域の降雨量が比較できるデータ
- ・大阪府営水道の利水安全度に関するデータ

今後の進め方について

7 月後半に現地視察も含めた検討会を実施することが確認された。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 2 名から発言があった。主な意見は「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

河川管理者からの説明と委員との質疑応答

資料 2-2「河川管理者への確認事項」について、部会意見とりまとめのリーダーである田中委員から説明された後、猪名川部会として河川管理者に確認が必要と思われる事項について、質疑応答と意見交換が行われた。

計画全体について

- ・「実施」と書かれていないもの（精査確認、調査確認、見直し等）は全て「検討」に含まれることが確認された。

狭窄部（銀橋）の治水対策について

< 目標（既往最大規模の降雨に対する浸水被害の解消）について >

（委員からの確認事項と河川管理者からの主な説明内容）

Q：S35 年の降雨は 4000 年に 1 度の確率であるが、そのような希有な降雨を目標とするのは過大ではないか。（ダムの必要性が大きくでる降雨パターンを採用しているのでは？）

A : S35 年の降雨は、既往最大の降雨であるとともに、現在の河道 + 土地利用状況で氾濫シミュレーションを行った場合に最も被害が大きくなる降雨となっているため、これを目標としたいと考えている。(河川管理者)

Q : S35 年の降雨は 2 山型波形(ピークが 2 回)で、非常に珍しいパターンの降雨であるが、目標として採用せざるを得ないのか。

A : 2 山型波形の降雨は、昭和 35 年の降雨の他に、昭和 28 年にも小さな 2 山型の降雨が発生している。これらは、現実に猪名川流域で発生したものであり、今後もこういった降雨の可能性が考えられるため、昭和 35 年の降雨を目標として採用した。(河川管理者)

Q : 28 年の 1.2 倍までは浸水はおこらないが 1.5 倍以上だと浸水がおこるなど、想定する雨量により被害が異なる。浸水被害の軽減を考える上で、一体どこに基準を置くのか。

A : 下流部においては、一定の流量を流すことを目標とするという従来の考え方ではなく、目標は定めずにいかなる洪水に対しても破堤による壊滅的な被害を回避することを目的としている。5/16 の委員会で説明した昭和 28 年の洪水シミュレーションはあくまで一例として示しただけで、これを目標に整備を進めるわけではない。(河川管理者)

(主な意見)

- ・ 4000 年に一度の降雨を対象にして治水対策を考えるのは、過大ではないか。検討が必要だ。
- ・ S35 年の降雨は、統計処理すれば 4000 年に 1 度の確率という希有な降雨になってしまうが、実際に経験したという意味では、既往最大降雨を目標とするのは理解できる。
- ・ 地域特性に応じた整備が必要だ。狭窄部上流部の浸水頻度が高いのであれば、狭窄部の疎通能力を向上させる一方で、万が一の場合に備えて、被害が大きくなるようなソフト対策を考えていかなければ、問題は解決しない。具体的にどの程度の降雨を対象とするかについて議論するときには、提言で「対象とする規模を決めない」としている点を考慮する必要があるだろう。
- ・ 雨の降り方や場所を考慮して、目標とする降雨の規模について議論する必要がある。いくら既往最大規模の降雨といっても、空間的に狭く、時間的にも集中した 4000 年に 1 回の降雨を目標とするのが妥当なのか、検討すべきだと思う。
- ・ どの程度の被害であれば受け入れられるのかを狭窄部上流の住民と話し合っていて決めていく必要がある。委員会で目標を決めるのは無理ではないか。
- ・ 4000 年に 1 回の降雨に対して狭窄部上流の浸水被害を解消するのは非常に難しいのではないかと。ただし、現実に降った雨なので無視することもできない。念頭に置きながら、できるだけ浸水被害を少なくするということを目標にして検討すればよいのではないかと。
- ・ 整備に必要なコストとその効果の関係を見れば、目標とすべき適切な降雨の水準が設定できるのではないかと。

< 狭窄部の浸水対策について（ダム以外の代替案、ソフト対策） >

（委員からの確認事項と河川管理者からの主な説明内容）

Q：水田貯留についてどのような検討を行ったのか。その際の効果等を検討したデータがあれば示してほしい。

A：狭窄部上流にはたびたび浸水している水田があり、これらに貯留機能を求めることはできない。浸水実績がない水田（槻並川、大谷川地区）においては、地役権補償のために事業の長期化が予想される、日常の農作業に支障を来す、対象とする範囲が広大なため、降雨後の排水や日常の管理が困難、以上の理由により実施が困難なため、シミュレーションは行っていない。（河川管理者）

Q：各家庭への雨水マスの設置など、家庭で実施可能な対策は代替案として検討されたかどうか。代替案として採用していない理由を教えてください。

A：家庭で実施可能な対策を治水計画として担保するためには、流域全体である程度まとまった数を設置して、適正な管理を継続して実施する必要がある。これは非常に困難なため、今回は各家庭への雨水マスの設置などについては、検討は行っていない。（河川管理者）

（主な意見）

- ・水田やため池、雨水マスの設置について、実施できるかどうか評価してみるべきではないか。特に水田貯留は、地域の住民との連携や協力体制が整えば、大きな貯留効果が期待できる。狭窄部の上流地域では、そういった実験的な検討も可能ではないか。

水田貯留を行うために必要な管理はどういったものなのか、どれだけ費用がかかり、どれだけ効果が期待できるのか、そういった部分の実証的な積み上げを進めて頂きたい。

水田貯留は想定した効果が発揮できるか不確定な面が大きく、農業従事者に相当な負担をお願いしなければならないという点も考慮した上でご検討頂きたい。

（河川管理者）

< 狭窄部の開削について >

（委員からの確認事項と河川管理者からの主な説明内容）

Q：どの程度の開削で効果が得られると考えているのか。費用はどの程度か。開削をすれば上流対策は不要か。また、開削した場合には、既往最大降雨による想定被害額 630 億は 0 になるのか。

A：5/16 の委員会でも説明したように、狭窄部の開削については、下流部の河川整備を実施した後に整備計画に位置付けるかどうかの評価を行いたいと考えている。また、狭窄部を開削すれば既往最大降雨による想定被害額がゼロになるかどうかについては、被害を解消するために見合うだけの開削を行えば、被害額はゼロになる。（河川管理者）

（主な意見）

- ・ダム見直し案の説明の中で、全ての対策を実施しても既往最大規模の洪水に対する多田地区の浸水被害は解消できないとの説明を受けた。やはり、浸水被害の解消を目的とするなら、狭窄部の開削も検討しなければならないのではないか。その場合、開削

だけで浸水被害を解消できるのか。それとも、開削+他の対策で解消できるのか。

まずは下流の堤防強化整備を行い、その程度によって、開削の規模を考えていくことになる。まずは、開削しないことを前提に整備計画を考えているので、開削についての検討は行っていない。(河川管理者)

- ・整備の優先度はどうなるのか。開削以外の対策を先行し、その後に開削を検討するのか。それとも、開削も他の対策と同じレベルで検討していくのか。

狭窄部の開削は、狭窄部上流の浸水被害を軽減するための他の対策と同じレベルだが、検討は後になるということである。ダム案にしても遊水地案にしても、今すぐに事業化できるものではないので、時間的なズレが発生する。時間的なズレに関しては、現段階でははっきりとした回答はできない。(河川管理者)

対策によって熟度に差がある。ハード的な整備をすることなく協議だけで成立するものがあれば、すぐにでも協議を開始したいと思っている。(河川管理者)

- ・多田地区はこれからも開発が進む地域であり、このまま開発が続けば、浸水時の被害想定額が上がってしまう。まずは、今後30年の間に狭窄部を開削することは不可能だと地域の方に伝えて、想定される被害を抑える対策をできるだけ早く必要がある。

地域住民には、既往最大規模の降雨に対しては浸水被害を解消できないこと、下流の堤防強化が完了するまで狭窄部の開削もできないことを伝えて、ハザードマップを作成する必要がある。また、新たに住もうと思っている人たちに歯止めをかけるような仕組みも必要だろう。20~30年で対応可能な現実的な目標が必要ではないか。

余野川ダムの見直し案

<一庫ダムの利水容量の振り替えについて>

(委員からの確認事項と河川管理者からの主な説明内容)

Q: 5/16の委員会の説明では「余野川ダムは下流部の浸水被害を解消する効果がある」とされていたが、見直し後の余野川ダムの建設目的には下流部の治水対策も含まれるのか。含まれる場合、下流部の浸水被害解消についてダム以外の代替案の検討は行われたのか。また、箕面川ダムとの連携については検討されたのか。

A: 見直し後の余野川ダムには治水対策も含まれている。下流部の浸水被害解消のための代替案の検討については、今後、ダム以外の施設の周辺の自然環境への影響や事業費、効果等を検討して、余野川ダムに関する建設事業評価を行うことになる。また、箕面川ダムは箕面川沿川の洪水調節を目的としているが、流域面積が非常に小さく、猪名川本川の流量の低減効果も小さいため、連携は考えなかった。(河川管理者)

Q: 一庫ダムの利水容量を余野川ダムに振り替える場合、余野川ダムに下流の治水効果を期待できるのか。

A: 5/16の委員会の説明では、余野川ダムの治水効果については、利水容量の振り替えとは全く別の話として、現計画の治水容量1120万m³の場合に下流の浸水被害をどの程度軽減できるかについて説明した。(河川管理者)

Q: 水利権者の了解無しに振り替えは可能なのか。振り替えに関して課題があれば教え

て下さい。また、余野川ダムの利水分（振り替え分）の建設費はどこの負担になるのか。

A：利水者の了解なしに振り替えを行うことはできない。利水を振り替える場合には、利水者に迷惑をかけないように、振り替え量や利水安全度、費用負担を調整していく必要がある。ダム建設費は受益者負担のため、利水を振り替えた分は、治水分として河川管理者が負担することになる。（河川管理者）

Q：現時点での尼崎工業用水道の水需要の精査・確認と猪名川との関わりを説明してほしい。

A：尼崎工業用水道は、淀川水系で水源開発されている量として、約 3m³/s の水利権を有している。この水利権の更新時期が来ており、平成 15 年 2 月に水利権更新の申請書が提出された。この申請書には、近年の湯水状況等を勘案する中、今後 1 年間の検討を行い、改めて申請したいとあり、これを受けて更新期間 1 年の暫定的な更新という形で処理されている。1 年の検討を経て、その結果が減量となった場合には水利権量を減量することになる。ただし、このときに水資源施設をどうするのかについては、利水者が安全度等を考えて判断していくということになる。検討の結果、以前と同等の水利権量を保有する必要がないとなった場合に、利水の転用という話が出てくる。ここで猪名川との関わりが出てくる可能性がある。（河川管理者）

（主な意見）

・一庫ダムの利水 0.4m³/s を大阪府営水道に振り替えることも代替案の一つではないか。この場合、一庫ダムの利水 0.4m³/s を利用している池田市と豊能町に納得してもらうための運用上の調整だけで対応できるのではないか。

大阪府営水道の利水安全度は十分ではなく、振り替えを行えば利水安全度が低下するので難しいだろう。（河川管理者）

< 社会的合意、有効性判断の客観性について >

（委員からの確認事項と河川管理者からの主な説明内容）

Q：説明資料には、余野川ダムの有効性が記されているが、この判断が客観的である、ということをごどのように判断するのか。

A：社会的合意や有効性判断の客観性は、委員会、自治体、住民に意見を聴きながら河川整備計画を策定することで実現されると考えている。（河川管理者）

（主な意見）

・社会的合意の基準は地域の住民や団体が納得できるものでなければならぬだろう。住民参加部会で検討を行って、誰もが納得できるような社会的合意の基準について検討する必要があるのではないか。

社会的合意を得るために、流域委員会、住民説明会、自治体への説明会を実施している。これらを続けていくことが、社会的合意を得ていくことだと考えている。100%の合意は不可能だと思っているが、努力を続けていきたいと思っている。

（河川管理者）

整備計画が策定されることで社会的合意が実現されると考えているのであれば、

流域委員会の過半数の人間がおかしいと思う施策が整備計画に記述されることはないということなのか。

我々としては、流域委員会、住民、自治体の三者とのやりとりを考えており、その三者がそれぞれ違うことを言うことは想定していない。三者が皆「おかしい」という意見であれば、それは整備計画には書けないだろう。（河川管理者）

流域委員会が完全に社会から遊離していない限りは、委員会がおかしいと言った内容は盛り込めないだろう。（河川管理者）

流域委員会が河川管理者に対して「こういう検討をしてください」等の意見を言って、社会的合意に達するような整備計画にしていくことが流域委員会の使命だろう。

< 緊急堤防補強区間の考え方について >

（委員からの確認事項と河川管理者からの主な説明内容）

Q：猪名川流域における緊急堤防補強区間の選定基準と区間は？（猪名川で留意すべき点等）

A：説明資料(第2稿)の4.3.1の4)で「堤防補強を全川的に実施するためには、多額の費用と時間を要することから緊急に補強する区間を定める」とあり、さらに「(1)下記の 及び の両方を満足する区間を原則とする」となっている。としては「既往最大洪水である、昭和58年13号台風等と同量の雨量が降った場合に想定される、河川の水位および継続時間、流速から判断して破堤の危険性がある区間」となっているので、猪名川については昭和15年の16号台風と同量の雨が降った場合を想定して、河川の水位、それから継続時間、流速から判断して、破堤の危険性のある区間と解釈している。としては、「破堤した時の背後地への被害影響の観点から、堤防が高いことおよび堤防に隣接して人家が密集している区間」ということで、猪名川においては、堤防のすぐそばに人家が連たんしているところと考えている。堤防補強延長について、現在精査中であり、整理でき次第記載する予定になっている。（河川管理者）

Q：堤防強化策は区間ごとに異なるが、それらに見合う多様な強化策があるのか。堤防強化技術検討会で検討されていると聞いているが検討結果はいつ頃から出るのか。

A：平成15年4月に設立された堤防強化検討委員会での審議の内容を踏まえて早急に決定したいと考えている。（河川管理者）

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者2名から発言があった。

- ・ 近年、気象現象が大きく変化していることを真剣に考慮して頂きたい。災害が起きてから対策を立てるのではなく、災害が起きる前に対策を立てておくことが重要だ。
- ・ 水田を貯水池として利用すれば、水田で使用されている除草剤が河川に流入してしまう危険性がある。農作業の実際を考慮した上での検討をお願いしたい。
- ・ 命と財産を同列にして扱うのではなく、考え方やレベルを変えて対応するという発想も必要だ。
- ・ 治水に関してすべてを国土交通省に依存するのではなく、市民が意識を切り替えて自助

努力や自己防衛をしていくといった意識の切り替えも重要だ。

以上

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。